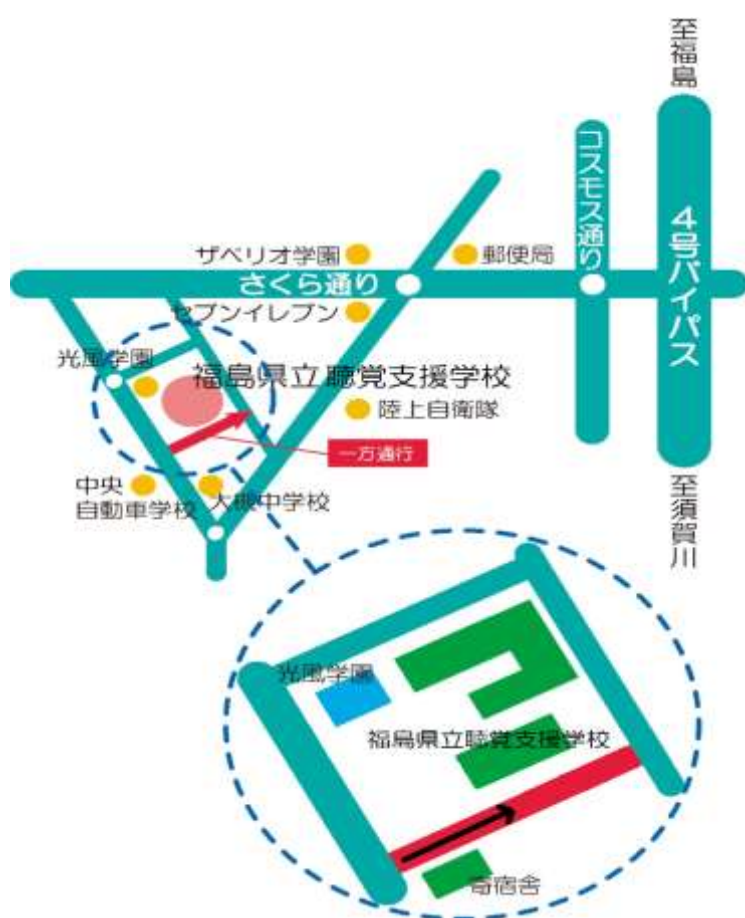


平成30年度

# 福島県立聴覚支援学校高等部入学者選抜 後期選抜募集要項



〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地  
TEL 024-951-2081 FAX 024-951-8410

JR郡山駅から約6km

バス：大槻車庫前、新池下団地 約30分

西ノ宮下車 徒歩3分

タクシー：郡山駅前より 約15～20分

## 平成30年度福島県立聴覚支援学校高等部入学者後期選抜募集要項

福島県立聴覚支援学校高等部の入学者選抜は、『平成30年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱』（以下「実施要綱」という）によって実施する。

### I 入学者募集

#### 1 募集定員

普通科 若干名

情報工業科 若干名

生活技術科 若干名

各科とも男女いずれも受験できる。

#### 2 教育内容

特別支援学校学習指導要領、並びに高等学校学習指導要領を基に、普通科・情報工業科・生活技術科により、大学進学や企業等への就労を目指した学習を進める。

#### 3 出願資格

本校高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた聴覚障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは義務教育学校、若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは平成30年3月卒業見込み又は修了見込みの者（以下「卒業生及び卒業見込みの者」という）。

かつ、原則として下記の（1）～（3）の条件を満たしている者。

- （1）県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかを受験している者。
- （2）県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- （3）他県から転入のため、高等部前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、高等部後期選抜に出願することはできない。

#### 4 募集範囲

原則として県下一円とする。

### II 出願

#### 1 出願方法

- （1）中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者は、在学（出身）学校長を通して、本校校長に出

願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 2 併願の取扱い

(1) 本校高等部に出願した者は、同時に他の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することはできない。

(2) 学科間の併願はできない。

## 3 出願期間

(1) 入学願書受付 平成30年3月15日(木)から3月16日(金)までとする。

(2) 受付時間 午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

## 4 出願に必要な書類

(1) 入学願書(本校において作成したもの)

(2) 高等部入学志願に関する調査書(実施要綱の様式第2号)

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書を必要としない。

なお、調査書は、入学願書に添付して提出する。

(3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた聴覚障がいのあることを証明する書類(「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など)

ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。

(4) 在学(出身)学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿(実施要綱の様式第4号)を添付する。

(5) 入学検定料は徴収しない。

## 5 願書受付

(1) 出願書類の受け付け時に、受験番号を記入した受験票(実施要綱の様式第8-1号)を交付する。

(2) 入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消す。

## 6 出願先変更

- (1) 変更期間 平成30年3月19日(月)  
1回に限り、出願先を変更することができる。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、午後5時までに在学(出身)学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。
- (3) 学科を変更する場合は、次の手続きにより願い出るものとする。
- ① 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願(実施要綱の様式第5-2号)を添えて在学(出身)学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
  - ② すでに交付を受けた受験票は返還する。
  - ③ 新たな受験票の交付を受ける。

## 7 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業者及び卒業見込みの者が出願を取り消す場合は、出願取消届(実施要綱の様式第9号)を在学(出身)学校長を通して、本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

## Ⅲ 入学者選抜

### 1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、県立高等学校Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜、連携型選抜、高等部前期選抜(A型)を受験した者は小論文、高等部前期選抜(B型及びC型-ア、C型-イ)を受験した者は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

### 2 小論文又は諸検査・面接

- (1) 期 日 平成30年3月22日(木)
- (2) 場 所 福島県立聴覚支援学校(福島県郡山市大槻町字西ノ宮西32番地)
- (3) 受付時間 午前8時00分から午前8時30分までとする。

#### (4) 日 程

区分	受付	諸注意	I		II
実施 時間	8:00 ～ 8:30	8:30 ～ 8:50	9:00 ～ 9:40	15 分 間 休 憩	9:55 ～ 10:25
	時間	30分	20分		40分
教科等			小論文または自立活動の諸検査		面接

### 3 合格者発表

- (1) 平成30年3月23日（金）正午以降、本校玄関前に掲示し、発表する。
- (2) 合格者に対し、合格者発表以降、本校玄関前で受験票を確認し合格通知書（実施要綱の様式第10号）を交付する。
- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱の様式第11号）を在学（出身）学校長を通して、本校校長に提出する。  
ただし、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

### IV その他必要な事項

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに必ず教育相談を受けるものとする。